

公 告

次のとおり入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）を執行するので、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定により公告します。なお、この公告における用語等及び本件入札についての基本事項については、建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号・令和8年4月1日改正）の適用があります。

令和8年9月7日

高松市長 大 西 秀 人

1	工事名	瓦町駅地下駐車場防火シャッター改修工事
2	工事場所	高松市常磐町一丁目地内
3	工事の種類	建具工事
4	工事の概要	別表第1のとおりに
5	工期	契約締結日から令和9年2月19日まで
6	入札の区分	価格競争
7	入札に参加することができる者	単体企業
8	予定価格	事後公表
9	最低制限価格	設定する 事後公表
10	支払条件	○前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。） ×部分払 ○しゅん工払
11	入札保証金	免除する
12	契約保証金	納付を要する（代替方法有り）
13	入札に参加する者に必要な資格	
	基本要件	単体企業共通資格
	営業所の所在地要件	市内企業
	業種登録	建具工事
	元請又は一次下請施工実績	国、地方公共団体等の発注機関の発注した工事のうち、金属製建具工事で、請負金額（消費税及び地方消費税を除く。）が700万円以上のもの（過去15年（一次下請としての施工実績にあっては7年）以内のものに限る。） ※JV実績可
	配置技術者	法定の専任基準による監理技術者（建具工事業）又は主任技術者（建具工事業）
	特定建設業の許可	法定基準による

	他の案件との関係での応札・落札の制限	同一敷地内案件 重複受注禁止	瓦町駅地下駐車場敷地内 又は瓦町駅前広場敷地内
		指定案件重複受注禁止	別表第2に掲げる案件
1 4 設計図書等の閲覧及び交付等	設計図書等の閲覧をすることができる期間	令和8年9月7日から同年10月2日まで（休日を除く。）	
	設計図書等の電子入札システム利用による閲覧及びダウンロードの期間	令和8年9月7日から同年10月2日午後5時までのかがわ電子入札システム稼働時間中	
	設計図書等についての質問事項を記載した書面の電子入札システム利用による提出期間	令和8年9月7日から同月18日午後4時までのかがわ電子入札システム稼働時間中（紙での提出の場合は別途）	
	提出された質問及びこれに対する回答を記載した書面の電子入札システム利用による閲覧及びダウンロードの期間	令和8年9月25日から同年10月2日午後5時までのかがわ電子入札システム稼働時間中（初日に限り、午後1時まで閲覧開始）	
1 5 入札書等の提出	入札書の提出期間	令和8年9月29日から同年10月2日午後5時までのかがわ電子入札システム稼働時間中（紙入札での参加の場合は別途）	
	入札（開札）日	令和8年10月7日	
	入札書に添付する提出書類	・積算内訳書 ・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料）（様式第1号）	
	落札候補者の提出書類	・施工実績審査用書類 ・配置予定技術者審査用書類（資格関係） ・配置予定技術者審査用書類（雇用関係） ・主任技術者兼務届 ※該当の場合のみ ・委任状（営業所への委任）※該当の場合のみ ・営業証明書 ※該当の場合のみ	
1 6	入札参加資格の事前確認の日	令和8年10月5日	
1 7	契約の締結	市議会の議決を要しない	
1 8	建設リサイクル法	非対象工事	
1 9	補則	（1）現場作業時間は、原則として月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時から午後5時までとする。 土曜日、日曜日及び祝日については、地下3階部分の利用者が増える可能性があるため、作業を行わないこと。 （2）地下3階までの運搬作業については、施設利用者、管理者等の使用及び本駐車場の運営に支障がない方法で行うこと。 （3）駐車場は、24時間営業を行っているため、施設利用者、管理者等の使用及び本駐車場の運営に支障がない状態にすること。	

	(4) 車高が2.0mを超える工事車両の入場はできない。 (5) 本工事の施工に当たっては、本駐車場の指定管理者と十分な日程調整を行い、本施設の運営に支障が生じないように施工すること。 (6) 施設利用者等の動線について、安全に通行できる状態を確保すること。 (7) 契約工期の2週間前までに現場作業を完了すること。 (8) 本工事の施工に当たっては、本工事と近接又は競合して施工される工事の受注者と十分な工程調整等を行うこと。 (9) 本工事は、高松市週休2日モデル工事実施要領に定める週休2日モデル工事（発注者指定型）である。 (10) 本工事に配置する現場代理人は、契約金額にかかわらず、他の工事との兼務を認めない。
--	--

備考

- 1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。
- 2 積算に当たっては、設計書表紙の「単価適用」、「設計書作成」等を確認すること。
- 3 高松市工事請負契約約款第21条第1項の規定により、受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができるので、監督員に申し出ること。
- 4 高松市工事請負契約約款第25条において、全体スライド、単品スライド及びインフレスライドに関する規定を設けているので、要件に適合する場合は、これらの制度を活用すること。

別表第1（工事の概要）

建具改修 2か所

別表第2（指定案件重複受注禁止案件）

今後、本年度中に高松市長が発注する予定の瓦町駅地下駐車場敷地内又は瓦町駅前広場敷地内における工事（契約監理課経由分）

※ 上記の発注予定案件において、本案件を指定案件重複受注禁止の対象案件とすることをいう（すなわち、本案件を受注した者は、発注予定の上記工事との案件相互間で重複受注を認めないことである。）。